

令和5年度の事業概況

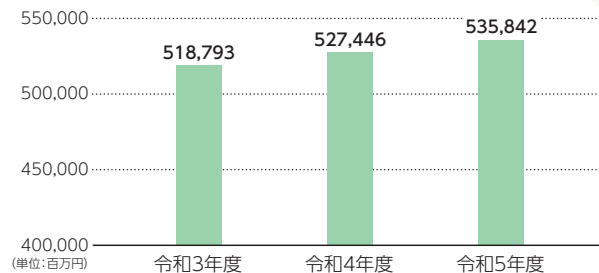
令和5年度は、当金庫の3カ年計画「にしん中期経営計画2021（持続可能な地域社会の実現へ、地域と寄り添い共に歩む）」の最終年度として、以下の5項目を経営方針に掲げ、地域金融機関としての使命と責務を果たすべく、役職員一丸となって取り組めました。

- ① 支援機能の充実
- ② IT化の促進
- ③ 経営組織の強化
- ④ 人財力の強化
- ⑤ SDGsへの貢献

預金積金

預金におきましては、要払性預金を中心に増加しました。要払性預金では150億円の増加、定期性預金では66億円の減少となったことにより、預金末残は対前期83億円増加し、5,358億円となりました。

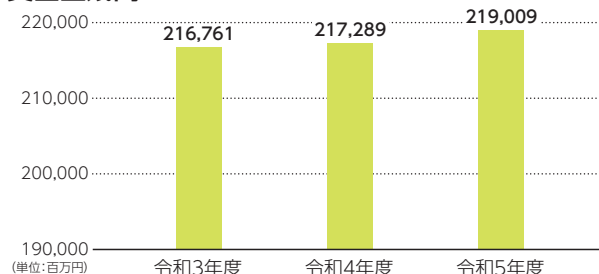
預金積金残高



貸出金

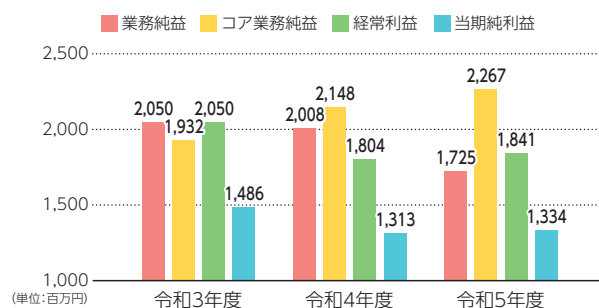
貸出金におきましては、外部コンサルを入れて営業活動の刷新を図るため、主に中小企業融資を中心に推進しました。ゼロゼロ融資が無利子期間終了の影響等で繰上返済等により大きく残高が減少したにも関わらず、中小企業向け融資で23億円増加しました。住宅ローンと地公体向け融資は増加しましたが、個人向け融資等が減少したことにより、貸出金末残は対前期17億円増加の2,190億円となりました。

貸出金残高



損益

貸出金利息が利回りの低下により減少しましたが、有価証券利息等の増加により資金運用収益は増加しました。一方で、有価証券評価損対策として債券勘定損計上等により資金調達費用は増加しました。更に、臨時収益は増加し臨時費用は減少したことにより経常収益は増加しました。結果として経常利益18億41百万円、当期純利益13億34百万円を計上することができました。



(注) コア業務純益とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加え、国債等債券損益を差し引いたもので信用金庫本来の事業活動のみの利益を表すものです。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	6,822	6,858	6,672	6,610	6,974
経常利益	2,014	1,981	2,050	1,804	1,841
当期純利益	1,512	1,437	1,486	1,313	1,334
出資総額	969	969	969	969	969
出資総口数(万口)	1,938	1,939	1,939	1,939	1,939
純資産額	40,679	42,750	41,576	38,190	39,470
総資産額	519,329	555,117	565,803	570,860	580,908
預金積金残高	473,289	507,228	518,793	527,446	535,842
貸出金残高	208,878	215,778	216,761	217,289	219,009
有価証券残高	154,352	167,742	185,309	188,748	186,960
単体自己資本比率(%)	18.99	19.15	19.00	20.19	20.36
出資に対する配当金(千円)	38,737	38,643	38,707	38,760	38,760
配当率(%)	4	4	4	4	4
職員数(人)	336	350	350	339	345

(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

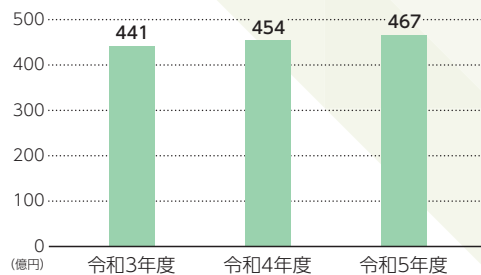
自己資本の充実の状況

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金と、当金庫が創業以来積み上げてきた利益金の合計額になります。「自己資本比率」は当金庫が保有する資産に占める自己資本額の割合のことです。「自己資本比率」の算出にあたっては、各資産の回収の危険度合(リスク・ウェイト)により、回収の危険が低いほど資産を過小に評価して算出します。「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。

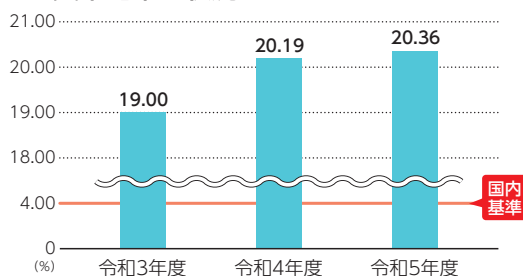
平成18年度決算から自己資本比率規制(バーゼルⅡ)が導入され、自己資本比率を計算するのに際して「分母」には、従来の信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額を計上するとともに、信用リスク・アセットについても掛け目が見直されました。また、平成25年度決算から、自己資本の質の向上と金融機関のリスクをより反映させたバーゼルⅢに次ぐ新たな枠組みであるバーゼルⅣが導入されました。

当金庫の自己資本比率は、今期は20.36%と、国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても467億円となり、自己資本の充実が図れました。

自己資本額



自己資本比率の状況



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況等

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全引当状況

(単位: 百万円、%)

		開示債権 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2022年度	2,317	2,317	1,266	1,050	100.00%	100.00%
	2023年度	2,440	2,440	1,335	1,105	100.00%	100.00%
危険債権	2022年度	7,068	6,795	5,005	1,790	96.14%	86.78%
	2023年度	7,601	7,338	5,627	1,710	96.53%	86.64%
要管理債権	2022年度	300	237	208	28	78.84%	31.14%
	2023年度	288	272	243	28	94.27%	63.53%
三月以上延滞債権	2022年度	73	81	73	7	109.57%	—
	2023年度	137	150	137	13	109.97%	—
貸出条件緩和債権	2022年度	226	156	134	21	68.82%	23.48%
	2023年度	151	121	106	15	80.08%	33.38%
小計(A)	2022年度	9,687	9,350	6,480	2,870	96.53%	89.51%
	2023年度	10,331	10,050	7,206	2,844	97.28%	91.03%
正常債権(B)	2022年度	210,863					
	2023年度	212,047					
総与信残高(A) + (B)	2022年度	220,550					
	2023年度	222,378					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸倒対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。